

別表第1 (第9条関係)

1 道場施設専用利用料

区	分	利 用 料					
		午前又は午後	夜間	全日			
主道場	入場料が無料の場合	全体利用		13,060円	23,520円	49,640円	
		4分の3利用		9,790円	17,630円	37,210円	
		2分の1利用		6,530円	11,750円	24,810円	
		4分の1利用		3,250円	5,870円	12,370円	
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料が有料の場合	平日	全体利用	39,200円	49,670円	128,070円
				4分の3利用	29,410円	37,250円	96,070円
				2分の1利用	19,600円	24,830円	64,030円
				4分の1利用	9,790円	12,400円	31,980円
		祝日等	全体利用	47,060円	59,690円	153,810円	
			4分の3利用	35,280円	44,770円	115,330円	
			2分の1利用	23,520円	29,840円	76,880円	
			4分の1利用	11,750円	14,920円	38,420円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料が無料の場合	平日	全体利用	106,750円	117,210円	330,710円
				4分の3利用	80,080円	87,910円	248,070円
				2分の1利用	53,370円	58,600円	165,340円
				4分の1利用	26,670円	29,290円	82,630円
		祝日等	全体利用	128,120円	140,760円	397,000円	
			4分の3利用	96,090円	105,560円	297,740円	
			2分の1利用	64,060円	70,360円	198,480円	
			4分の1利用	32,030円	35,180円	99,240円	
		入場料が有料の場合	平日	全体利用	267,130円	277,590円	811,850円
				4分の3利用	200,350円	208,200円	608,900円
				2分の1利用	133,560円	138,780円	405,900円
				4分の1利用	66,770円	69,380円	202,920円
祝日等			全体利用	320,630円	333,160円	974,350円	
			4分の3利用	240,440円	249,920円	730,800円	
			2分の1利用	160,360円	166,570円	487,290円	
			4分の1利用	80,180円	83,330円	243,690円	
柔道場又は剣道場	入場料が無料の場合	全体利用		4,880円	7,500円	17,260円	
		3分の2利用		3,250円	5,000円	11,500円	
		3分の1利用		1,620円	2,490円	5,730円	
	入場料が有料の場合	平日	全体利用		14,690円	17,310円	46,690円

		場合		3分の2利用	9,790円	11,540円	31,120円
				3分の1利用	4,880円	5,770円	15,530円
			祝日等	全体利用	17,630円	20,800円	56,060円
				3分の2利用	11,750円	13,930円	37,430円
				3分の1利用	5,870円	6,960円	18,700円
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料が無料の場合	平日	全体利用	7,500円
	3分の2利用	5,000円				6,730円	16,730円
	3分の1利用	2,490円				3,350円	8,330円
	祝日等	全体利用			9,020円	12,180円	30,220円
		3分の2利用			6,080円	8,160円	20,320円
		3分の1利用			3,030円	4,120円	10,180円
	入場料が有料の場合	平日		全体利用	18,730円	21,340円	58,800円
				3分の2利用	12,510円	14,250円	39,270円
				3分の1利用	6,300円	7,170円	19,770円
		祝日等		全体利用	22,540円	25,690円	70,590円
				3分の2利用	15,020円	17,210円	47,250円
				3分の1利用	7,610円	8,700円	23,920円
	副道場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料が無料の場合	全体利用		3,250円	5,870円
2分の1利用				1,620円	2,930円	6,170円	
入場料が有料の場合			平日	全体利用	9,790円	12,400円	31,980円
				2分の1利用	4,880円	6,190円	15,950円
			祝日等	全体利用	11,750円	14,920円	38,420円
				2分の1利用	5,870円	7,500円	19,240円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料が無料の場合	平日	全体利用	3,480円	6,080円	13,040円
				2分の1利用	1,720円	3,030円	6,470円
			祝日等	全体利用	4,240円	7,390円	15,870円
				2分の1利用	2,160円	3,690円	8,010円
		入場料が有料の場合	平日	全体利用	8,700円	11,310円	28,710円
				2分の1利用	4,340円	5,640円	14,320円
			祝日等	全体利用	10,450円	13,600円	34,500円
				2分の1利用	5,220円	6,860円	17,300円

注1 この表において、「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。

2 この表において、「平日」とは祝日等以外の日を、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。

3 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して専用利用する場合の利用料は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料の合計額とする。

4 利用者が商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として専用利用する場合の利用料は、入場料徴収の有無にかかわらず、入場料が有料の場合に相当する額とする。

5 リハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料は、入場料が無料の場合に相当する額とする。

6 午前、午後又は夜間に柔道場、剣道場又は副道場を時間を単位として専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、それぞれの区分の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)に相当する額とする。

7 休館日の午前、午後又は夜間に施設を専用利用する場合の利用料は、表中の額又は前項に定める額の110パーセント(100円未満切上げ)に相当する額とする。

8 午後9時から翌日の午前9時までの間に専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

9 上記計算により利用料金が条例の上限額を超える場合は、上限額を利用料金とする。

区 分		利 用 料
主道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
柔道場、剣道場及び副道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)

2 会議室施設利用料

区 分	利用料(1時間までごとにつぎ)
大会議室(アマチュアスポーツ)	1,560 円
中会議室(アマチュアスポーツ)	830 円
小会議室(アマチュアスポーツ)	510 円
大会議室(アマチュアスポーツ以外)	4,580 円
中会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,620 円
小会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,010 円

3 道場施設及びトレーニング施設共同利用料

区 分		単 位	利用料
小学校の児童、 中学校、高等学 校及び中等教 育学校の生徒 その他これら に類する者	主道場	1時間までごとにつき	50 円
	柔道場	1時間までごとにつき	50 円
	剣道場	1時間までごとにつき	50 円
	副道場	1時間までごとにつき	50 円
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき
筋力系専門体力 測定		1回につき	1,560 円
15歳以上の者 (中学校、高等 学校及び中等 教育学校の生 徒その他これ らに類する者 を除く。)	主道場	1時間までごとにつき	100 円
	柔道場	1時間までごとにつき	100 円
	剣道場	1時間までごとにつき	100 円
	副道場	1時間までごとにつき	100 円
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき
筋力系専門体力 測定		1回につき	1,560 円

注 トレーニング機器を利用する場合において、回数券を利用するときの利用料は、この表の規定にかかわらず、1人11回につき、この表に規定するトレーニング機器の利用料の額に10を乗じて得た額とする。

別表第2(第9条関係)

1 附属設備及び備品の利用料

番号	種類又は品目		単位	利用料
1	せり舞台		1基1日につき	3,350 円
2	バトン		1本1日につき	1,030 円
3	ホイスト		1組1日につき	1,030 円
4	音響設備	主道場	1式1日につき	2,080 円
		柔道場、剣道場、副道場		1,030 円
		大会議室		510 円
5	大型映像表示設備	(1) アマチュアスポーツ以外に主道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。	1式1時間までごとにつき	11,000 円
		(2) 主道場を利用する場合において、(1)に該当しないとき。	1式1時間までごとにつき	2,200 円
6	フロアシート		1本1日につき	510 円
7	コンポジットパネル		1枚1日につき	30 円
8	持込電気機器(イベント用配電盤利用時)		1キロワットまでごとにつき	200 円
9	いす(アマチュアスポーツ以外に主道場、柔道場、剣道場又は副道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。)		1脚1日につき	50 円

2 冷暖房設備の利用料

区分	利用料(1時間までごとにつき)
主道場	11,100 円
柔道場	720 円
剣道場	720 円
副道場	720 円